

## 市県民税納税通知書 をご確認ください

自営業者や年金所得者など、個人納付の皆さんに、六月三日付けで「平成二十年市民税・県民税納税通知書」を発送しました。

同通知書の二ページに、「所得・控除の明細書」がとじてありますので、内容をご確認ください。

**税制改正による、平成二十年  
度の個人住民税の主な改正点**  
①住民税の住宅借入金等特別  
税額控除(住宅ローン控除)

の創設について

平成十九年に、地方分権を進めるため、所得税(国税)から住民税(地方税)への税源移譲が行われました。

それに伴い、これまで所得税のみに適用されていた住宅ローン控除について、次のとおり新たな制度が設けられました。

**対象**：平成十九年分以後の所得税額が減少することによって、所得税額から控除できる金額が減少する方(平成十一年から同十八年までに入居した方に限ります)

## 水道メーターの検針にご協力をお願いします

水道メーターの検針は2か月に1度、検針員が各家庭に伺って行っています。

水道メーターは各家庭と上下水道局を結ぶ大切な窓口です。いつも正確に能率よく検針ができるように、市民の皆さんのご協力をお願いします。

- ①水道メーターボックスの中は、いつもきれいにしてください
- ②水道メーターボックスの上には、車や物を置かないください
- ③犬は放し飼いにしないで、出入り口や水道メーターボックス、玄関やポストから離してつないでください

問い合わせ…料金課・TEL223-3065

制度内容：申告書を提出すること

ことで、その減少額を翌年度(平成二十年分から同十八年度まで)の住民税の所得割額から控除することができま

②六十五歳以上の方に対する、非課税措置の廃止に伴う経過措置の廃止について平成十八年度に、六十五歳以上で合計所得金額が百二十五万円以下の方に対する住民税の非課税措置が、廃止されました。

それに伴い、平成十七年一月一日現在で六十五歳に達していた方に適用されていた経過措置は、今年度から廃止されました。

詳しくはお尋ねください。  
問い合わせ：市民税課個人住民税担当

TEL224-5640

### (仮称) 学校給食の あり方検討懇話会の 委員を公募します

外国産加工食品に対する不安の広がりや食材料の高騰など、来年度以降の学校給食のあり方について意見を伺う委

員を公募します。

**応募資格**：次の要件をすべて満たす方①市内在住・在勤・在学②平日昼間の会議に出席できる

**定員**：3人(選考)

**選考方法**：提出された書類に基づき、選考します

**応募方法**：住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号を明記し、学校給食に関する小論文(二千字以内)を添えて、6月25日(水)(必着)

までに、〒350-0832 菅間一八・九・学校給食課に郵送

\*採否については六月末ごろ、本人に通知します。  
問い合わせ：学校給食課  
TEL223-6035

### 市職員 (臨床検査技師職)を 募集します

募集人員については、欠員状況などにより変更になる場合があります。

なお、給与・勤務時間・休暇など、詳しくは募集案内をご覧ください。

職種・募集人員：臨床検査技

師職(一人)

**受験資格**：次の要件をすべて満たす方①臨床検査技師の免許を有する②生年月日が昭和49年4月2日以降

**採用予定時期**：10月1日(水)

**初任給**：十九万五千五百六十円(二十万七千四百四十四円(学歴などにより異なります。また、給与改定により額が変更になる場合があります))

**受験申し込み(郵送不可)**  
受付日時：6月30日(月)～7月2日(水)、午前9時～午後5時

**受付会場**：職員課(本庁舎四階)  
**採用試験**  
試験日：7月13日(日)  
試験会場：7A会議室(本庁舎七階)

●募集案内・申込書の配布

6月10日(火)から、職員課・保健所・出張所・連絡所・本川越駅証明センターで配布します。

募集案内を郵送で希望する方は、職員課までお尋ねください。  
問い合わせ：職員課  
TEL224-5553

# 国民年金保険料免除申請の受け付けが始まります

～ 毎年7月が新年度の受け付け開始月。承認期間は7月から翌年6月までです ～

今年度分の国民年金保険料免除申請（全額免除・一部免除・若年者納付猶予）の受け付けが、7月1日(火)から始まります。保険料の免除・納付猶予を希望する方は、年金手帳と印鑑を持参し、市民課国民年金担当（本庁舎1階）・出張所・連絡所で申請してください。申請後は社会保険事務所で審査・決定を行い、結果通知が申請者に送付されます。

## 免除の対象

- ・前年の所得が一定以下の方
- ・平成19年3月31日以降の失業や同年4月1日以降の天災などにより、保険料を納めることが著しく困難な方（申請者・配偶者・世帯主が同年3月31日以降に失業している場合は、離職票など退職の事実がわかる公的機関の書類を持参してください）

\*前年の所得によって審査を行うため、所得の有無にかかわらず、必ず申告をしてください。なお、平成20年1月2日以降に川越市に転入した方は、平成20年度課税証明書または平成19年分源泉徴収票が必要です。

## 翌年度以降の継続申請をした方へ

次の①②に該当する方は、今年度分の申請は必要ありません。

- ①昨年度分において、継続審査により全額免除または若年者納付猶予が、引き続き承認された方
- ②昨年度の申請時に翌年度以降の継続審査を希望し、昨年度分において全額免除または若年者納付猶予が承認された方

\*今年度分の申請は必要ありませんが、審査は行います。継続審査の結果は、社会保険事務所から通知書が送付されます。なお、若年者納付猶予については、30歳に到達する月の前月分までが対象となります。

## 学生の方へ

大学・短大・高校・高等専門学校・専修学校などに在学する20歳以上の学生については、国民年金保険料学生納付特例の申請が、国民年金保険料免除申請に優先します。学生納付特例制度について、詳しくは市民課国民年金担当にお尋ねください。

\*4分の3免除・半額免除・4分の1免除は、免除されていない部分の納め忘れがあると、受給資格期間に入らず、年金額も増えません。

## ●免除対象となる所得（収入）の目安（平成20年度）

世帯構成	全額免除	一部免除		
		4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4人世帯 *夫婦・16歳未満の子2人の場合	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
2人世帯 *夫婦のみの場合	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
単身世帯	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)

\*2人世帯と4人世帯は夫婦どちらかのみに所得がある世帯としての試算です。

\*社会保険料控除などの控除額は個人により異なるため、この表はあくまでも目安です。

\*若年者納付猶予は全額免除と同基準、学生納付特例は半額免除の単身世帯と同基準になります。

## ●免除申請が承認された場合

制 度	全額免除	一部免除				若年者納付猶予	学生納付特例
		4分の3免除	半額免除	4分の1免除			
納付額	なし	3,600円	7,210円	10,810円	なし		
所得審査対象者	本人・配偶者・世帯主				本人・配偶者	本人のみ	
老齢基礎年金を請求するときには	受給資格期間に入ります						
老齢基礎年金の計算では	承認期間の3分の1が算入されます	承認期間の2分の1が算入されます	承認期間の3分の2が算入されます	承認期間の6分の5が算入されます	算入されません		
障害・遺族年金を請求するときには	保険料納付済み期間と同じ扱いです						

\*免除を受けた期間の保険料は10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。ただし、免除を受けた年度から2年度を経過した分については、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

問い合わせ…市民課国民年金担当・TEL224-5764